

競争者との取引関係を理由とした需要者への不利益措置が私的独占とされた事例

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年1月25日

【事件番号】 令和4年（行コ）第70号

【事件名】 排除措置命令取消、課徴金納付命令取消請求控訴事件（マイナミ空港サービス（株）による排除措置命令等取消請求控訴事件）

【裁判結果】 控訴棄却

【参照法令】 令和元年改正前の独占禁止法2条5項・3条・7条1項、令和元年法律第45号による改正後の7条の9第2項

【掲載誌】 公正取引委員会審決等データベースシステム

◆ LEX/DB 文献番号 25594716

成蹊大学准教授 穴戸 聖

事実の概要**1 はじめに**

本件の控訴人であるマイナミ空港サービス（株）が「八尾空港における機上渡し給油…による航空燃料の販売に関して〔1〕自社の取引先需要者に対し、エス・ジー・シー佐賀航空株式会社（以下、S）…から機上渡し給油を受けた場合には自社からの給油は継続できない旨等を通知し、〔2〕佐賀航空から機上渡し給油を受けた自社の取引先需要者からの給油に係る依頼に応じる条件として、…航空燃料の混合に起因する事故等が発生した場合でも控訴人に責任の負担を求めない旨等が記載された文書への署名又は抜油を求めることにより、自社の取引先需要者に佐賀航空から機上渡し給油を受けないようにさせ」たことが、独禁法2条5項にあたり同3条に違反するとして公正取引委員会は控訴人に排除措置命令及び課徴金納付命令を出した。本件地裁判決では、控訴人が上記各命令の取り消しを求めて争ったが、裁判所は請求を棄却した。本件高裁判決は、上記2つの命令及び原判決である同地裁判決の取り消しを求めて控訴人が争ったものである。

2 事案の経緯

「民間航空機向けの航空燃料の油種には、…『ジェット燃料』と『航空ガソリン』の2種類がある」が、「航空法…等には、同一規格の航空燃料どうしの混合を禁止又は制限する規定は存在」せず、「通常、…航空機の燃料タンク内では、異なる給油会社から給油を受けた同一規格の航空燃

料の混合が生じている」。

控訴人は、八尾空港を含む国内の11の空港（直営11空港）で「国内石油元売会社から仕入れた航空燃料を給油会社」として販売していた。また、佐賀航空は、八尾空港を含む7の空港で「給油会社として航空燃料（ジェット燃料を含む。）を販売していた」。控訴人は佐賀航空が参入するまで長期に渡り八尾空港における唯一の供給者であり、少なくとも平成31年1月の時点までは「供給量ベースで八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野（以下「本件市場」…）の8割を超えるシェアを保持」し、直営11空港以外において提携事業者から給油が受けられるネットワークを構築し、サービスとして提供していた。

3 「本件通知行為等」（〔 〕内は筆者による）**① 12月7日通知**

「佐賀航空が…販売を開始したことを受け、平成28年12月7日、八尾空港協議会員11名を訪問して、…佐賀航空のよう〔な〕輸入燃料を販売する〕給油会社はその取扱いに係る知識及び理解が不足していることが多〔く〕…燃料の混合に起因する航空機に係る事故等に控訴人は責任を負えないなどとして、佐賀航空から機上渡し給油を受けた場合、控訴人からの給油の継続はできない旨、提携先給油会社等からの給油の継続は困難になる旨を通知した。」

② 2月10日通知

「八尾空港協議会員11名のうちの1名…が、…八尾空港の機上渡し給油によるジェット燃料の購入契約の相手方を佐賀航空に決定したことを受

け、[平成 29] 年 2 月 10 日、[その者に] …文書 …により、佐賀航空の航空燃料は控訴人が…仕入れている航空燃料と同等の品質管理を経てい [ないため] …燃料が混合した場合、…事故…原因の追究が困難になるなどとして、…八尾空港…等における機上渡し給油による航空燃料の販売を停止する旨を通知した。」

③ 3 月 15 日通知

「控訴人は、平成 29 年 3 月 15 日付けで、12 月 7 日 文書の内容を簡素にした…顧客宛て文書…を…取引先需要者 261 名に送付し、…燃料の混合に起因する…事故等に控訴人は責任を負えないなどとして、佐賀航空から機上渡し給油を受けた場合、控訴人からの給油の継続はできない旨を通知した。」

④ 免責文書・抜油対応

「控訴人は、平成 29 年 5 月中旬頃以降、佐賀航空から機上渡し給油を受けた需要者からの航空燃料の給油に係る依頼に応じる条件として、実際に給油が行われる航空機のパイロット…等に対し、…燃料の混合に起因する…事故等が発生した場合に控訴人に責任の負担を求めない旨を確認する文書（以下「免責文書」…）への署名を求め、これに応じない場合には、航空機の燃料タンク内の航空燃料を抜き取ること（以下「抜油」…）を求めていた。」

上記①から④を併せて「本件通知行為等」という。

4 控訴人の主張の要旨

控訴人は主として、①「本件通知行為等が自社に生じる危難を回避するためにとった防衛的行為としてやむを得ないものであって、人為性を有しないから、排除行為に該当」せず、さらに、②「自社に生じる危難を回避するためにとったやむを得ないものであって、正当化事由があるから、競争の実質的制限が認められない」と主張した。

判決の要旨

1 排除行為該当性

本件通知行為等の排除行為該当性は、「本件通知行為等が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競争者である佐賀航空の本件市場での活動を著しく

困難にするなどの効果を有するものといえるか否かによって決すべきである。」

「12 月 7 日通知は、需要者に対し、控訴人及び提携先給油会社等と佐賀航空との二者択一の選択を迫る効果を有するもの」であり、また、「2 月 10 日通知及び 3 月 15 日通知は、12 月 7 日通知と同様の内容を繰り返すことにより、また、通知の対象となる需要者の範囲を大幅に拡張して、排除の包囲網を最大限拡大することにより、12 月 7 日通知により成立した排除行為に係る排除効果を強化するもの」であり、加えて、「免責文書・抜油対応が、佐賀航空から機上渡し給油を受けた需要者に対し、負担を生じさせる措置であることからすれば、これらの対応は、需要者に対し、佐賀航空との取引を抑制させる効果を持つものといえる。」そのうえで、「本件通知行為等の目的が『自社に生じる危難を回避するため』であったとは認められ」ない。

「免責文書・抜油対応は、競争者である佐賀航空との取引の存在を理由として不利益措置を講じるものであって、競争行為ということではできない上、…佐賀航空を排除する目的で行われたものと認めるのが相当であるから、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競争者…の本件市場での活動を著しく困難にするなどの効果を有するものといえる。」

また、「本件通知行為等は、一つの目的の下で行われた一連・一体の行為として排除行為に該当するものと評価するのが相当」である。

2 一定の取引分野における競争の実質的制限

「『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』…とは、…市場が有する競争機能を損なうことをいい、特定の事業者 [等] …がその意思で当該市場における価格、品質、数量、その他各般の条件をある程度自由に左右することができる状態をもたらすこと、すなわち市場支配力の形成、維持ないし強化という結果が生じることをいう…。」

「本件通知行為等が、…佐賀航空を…市場から排除する目的で、ジェット燃料と航空ガソリンとを区別せずに行われており、…行為の影響を受ける範囲が八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野全体に及んでいるとの事情の下では、ジェット燃料と航空ガソリンとの間に需要

の代替性がないことを踏まえても、なお、これらを区別しない航空燃料としての単一市場を画定することができるというべきである。」

控訴人は「本件市場において、需要者にとって他に代替することが困難な取引相手であり」、「控訴人以外に給油会社のない空港等において給油を受ける必要のある需要者にとって、他に代替することの不可能な取引相手であり、佐賀航空と比べ競争上の優位性を有していた」。

「このような地位にあった控訴人が、佐賀航空を本件市場から排除する目的の下、本件通知行為等により需要者と佐賀航空との取引を抑制した…。」

「控訴人は、…本件市場の8割を超える多数の需要者に対し佐賀航空との取引を抑制させ…、佐賀航空の牽制力を失わせ、佐賀航空との取引を回避し控訴人と取引する需要者に対し、価格等のある程度自由に左右することができる状態をもたらした…。したがって、本件通知行為等により、本件市場における控訴人の市場支配力の形成、維持ないし強化という結果が生じているということができ、本件通知行為等は、『競争を実質的に制限する』ものに該当するというべきである。」

「控訴人に自己危難回避目的が真にあったと認めることはできない。」

それは、「真に自己危難回避目的を有していたならば、通常は、とらないであろう行動ないし言動をとっていたこと…などの間接事実が認められることに基づくものであり、単に控訴人が敵対的な行動をとっていたことのみによるものではない。」

3 違反行為の終期

「3月25日通知が本件通知行為等による排除効果を払しょくするものということではできず、これをもってジェット燃料について本件通知行為等が終了したと認めることはできない。」原判決のとおり、「本件違反行為の終期は令和2年8月20日と認められる」。

判例の解説

一 本判決の意義、位置付け

排除型私的独占の規制においては何が「排除」に該当するかを巡って議論があるところ、NTT東日本事件最判及びJASRAC事件最判では最高裁によって「人為性」と「排除効果」から成る排除

行為該当性の評価枠組が示された。本判決はこの枠組を受けて下された最初の下級審判決の控訴審判決である。なお、本件は初めて排除型私的独占に対して課徴金が課された事例でもある。

地裁判決・高裁判決はいずれも最高裁の判示にしたがって本件通知行為等（以下、本件行為）の排除行為該当性を評価しているものの、特に地裁判決では行為者の意図・目的を重視して排除行為該当性を評価したとみられるが¹⁾、本判決では当該評価における意図・目的への依存の程度が低められており、この点に本判決の特徴がある。

二 排除行為該当性

1 本件通知行為等の手段としての不当性

本件行為は直接的に契約を通じて排他条件を付すのとは異なり、顧客の選択肢を狭めることを通じて実質的に競争者の費用を引き上げ、競争者の事業活動を困難にするタイプの行為といえる²⁾。裁判所は本件行為が「能率競争とは相いれない行為であり、本件市場の需要者の自由な選択を歪めるもの」である点から「人為性」を認めている。これは、本件行為がそもそも不当廉売等と異なり、顧客の意思決定を制約することを通じて競争者の費用を引き上げる戦略であるという点において、人為性の有無の評価が相対的に容易な行為だからである。言い換えれば、取引相手方の意思決定に通常の競争手段とは異なる方法で介入しているという点から、本件行為が、原則として能率競争にあたらぬ手段で行われたといえるためである。ただし、かかる意思決定への介入が何らかの競争行動といえる正常な目的に向けて行われていた場合には、それはそもそも正常な競争手段の範疇であり、独禁法の問題にはならない。

2 排除行為該当性と排除の意図・目的

本件では行為者の意図・目的が考慮されているが、通常、「反競争的意図」と「単なる積極的な競争の意図」の区別という難問を避けるために、排除型私的独占の事例において行為者の意図・目的は重視されない。不当廉売等の行為類型のうち一部の限界事例では反競争的意図の考慮なしには不当な排除の識別が困難な例外的状況があるが³⁾、少なくとも、本件行為の排除行為該当性の分析において反競争的意図は直接的には行為の正当・不当の識別や行為の悪影響の分析と関連のない事実である。本判決が競争の実質的制限の評価

のなかで「単に控訴人が敵対的な行動をとっていたことのみによるものではない」と述べているのはこのことへの配慮と思われる。

要するに、本件行為に関していえば、行為の反競争性と意図は切り離して分析されるべきであり、自己危難回避という行為の競争手段としての正当性を示す意図・目的の有無こそが重要であったといえる。

なお、一連・一体性の評価においては、佐賀航空を排除するための一連の行為であるという戦略を示す意図は意味を持つ⁴⁾。ただし、あくまでも、本件行為が佐賀航空の排除という戦略のもとに行われたことを認定すればそれで十分であり、控訴人の排除の意図・目的についてはその作業に必要な範囲で考慮すればよい。

3 排除行為該当性の評価における正当化事由の考慮について

地裁判決と比較して意図・目的に関する証拠への依拠の程度は低められているものの、高裁は依然として「五月蠅いハエですよ」や「s社ぶっ潰したいですね」等の認定事実と言及し、競争者を「排除する強い意図」を認定しているが、これは、2で述べたように排除の不当性を根拠付ける認定と解すべきではない。裁判所はあくまでも正当化事由として主張された意図・目的が真の目的ではなかったことの確認をしているに過ぎないと解すべきである。排除行為該当性の評価の冒頭部分で「本件通知行為等は控訴人が主張するような意図・目的でされたものかについて、検討する必要がある」と述べていることも、このように考えれば違和感はない。つまり、その当否はさておき、排除行為該当性の評価のなかで裁判所によって正当化事由として主張された目的に関連して考慮されている事情は、「正当化」というよりもむしろ、行為が正常な競争手段の範疇にあるかどうかを確認するための考慮であったといえる。

三 競争の実質的制限の認定

本判決は、競争の実質的制限の認定において多摩談合事件最判とNTT東日本事件最判の両方を参照し、競争の実質的制限とは「競争機能を損なう」ことであり、「市場支配力の形成・維持・強化」であると述べており、独禁法2条6項と同2条5項の「競争の実質的制限」の解釈に異同はないという立場をとっていると考えられる。

高裁は排除行為該当性の評価だけでなく競争の実質的制限の評価のなかでも正当化事由として主張された事情に言及している⁵⁾。正当化事由とされる諸事情の考慮をどの要件のなかで行うかについては学説上議論があるところ⁶⁾、本件では控訴人が人為性の有無及び競争の実質的制限の有無の両方とに関わるよう正当化事由に係る主張をしたため、本判決はそれに応答し、両方の評価のなかで正当化事由に言及したものと思われる。

判決の論理構成としては、人為性の評価のなかで本件行為が正当化事由として主張された目的を欠くことがすでに確認されており、競争の実質的制限の評価においてはその認定を援用することで、競争の実質的制限を認定するという結論を導き出している。この点について、人為性の評価のなかで本件行為が正常な競争手段の範囲を逸脱しないものであるということが認められた場合には、その事実をもってそもそも排除行為該当性を否定し、競争の実質的制限の評価では正当化に関する考慮を行わないとする立場もありうる⁷⁾。

なお、学説上、地裁判決に対して、競争の実質的制限の評価のなかで正当化事由を考慮するのであれば、行為の手段としての相当性の観点から客観的な分析を行うべきであったとする指摘があるが⁸⁾、本判決にもその指摘は妥当するといえる。

●—注

- 1) 伊永大輔「地裁判判」公取861号(2022年)62頁、滝澤紗矢子「地裁判判」令和4年度重判解(2023年)215頁。
- 2) 武田邦宣「地裁判判」NBL1238号(2023年)74頁。
- 3) 穴戸聖『私的独占における排除概念の再構成』(商事法務、2022年)。
- 4) このような認定は過去の事例でもみられる。公取委審判審決平18・6・5審決集53巻195頁(ニプロ事件)や公取委同意審決平12・2・28審決集46巻144頁(北海道新聞事件)を参照。
- 5) 排除ガイドラインは本件で主張されたような正当化事由を競争の実質的制限の評価において考慮する立場と矛盾しない書き方がされている。公取委「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(2009年)第3の2(2)。
- 6) 本件に関しては例えば、笠原宏「地裁判判」新・判例解説Watch(法七増刊)31号(2022年)、伊永・前掲注1)を参照。
- 7) 武田・前掲注2)80頁を参照。
- 8) 長澤哲也「地裁判判」ジュリ1572号(2022年)6頁、7頁、伊永・前掲注1)67頁。